

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和5年度 北本市)

物質区分 1:第1種指定化学物質 2:第2種指定化学物質 3:県規則で定める物質

単位:kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	7	3	204,900	6	850	0	204,050
1	80	キシレン	8	2	892,800	2	2,600	0	890,200
1	300	トルエン	10	1	1,864,790	1	4,790	0	1,860,000
1	374	ふっ化水素及びその水溶性塩	1	8	1,700	11	1,700	0	0
1	392	ヘキサン	6	5	653,000	4	0	0	653,000
1	400	ベンゼン	6	5	117,000	7	0	0	117,000
1	448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	1	8	8,100	8	8,100	0	0
1	691	トリメチルベンゼン	7	3	831,800	3	1,800	0	830,000
1	731	ヘプタン	6	5	244,000	5	0	0	244,000
3	11	メタノール	1	8	2,900	10	2,900	0	0
3	13	硫酸(三酸化硫黄を含む)	1	8	5,200	9	5,200	0	0
		合計	—	—	4,826,190	—	27,940	0	4,798,250

※1 取扱量について

取扱量=使用量+製造量+取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。